

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1145））

2. 日 時：平成30年7月23日 10時00分～12時00分
13時30分～17時30分

3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江寄企画調査官、吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、

植木主任安全審査官、日南川安全審査官、三浦安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他19名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループ 副長 他5名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 副長 他2名

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震建築） 副長 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 原子力建築室 担当 他4名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、6月15日、29日、7月4日、5日、6日、9日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、津波への配慮に関する説明書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<第595回審査会合【論点9】原子炉建屋基礎盤の耐震評価>

- 既工認のせん断剛性の設定方法、せん断力分配解析の方法について、資料上明確にして提示すること。
- 別途機器反力として考慮されている原子炉格納容器、原子炉圧力容器のペDESTALの地震荷重の割合を提示すること。
- 原子炉建屋基礎盤の地震応答解析から地震荷重を算定するプロセスを整理して提示すること。
- 応力平均化と断面算定についての詳細を補足説明資料に整理して提示すること。
- 応力平均化の評価は先行実績の通り、RC-N基準に従っていることを示すこと。
- 杭のパンチングシアの破壊モードを参照する主旨を示すこと。
- これまでの検討経緯を踏まえ、方針変更前後の評価内容の取扱い、位置付けを整理し、提示すること。

<第595回審査会合【論点10】地震観測記録を踏まえた耐震評価への影響>

- 評価対象部位については、鉛直加振時にウェル壁が開く挙動による影響が大きい部位を選定していることを明確化し提示すること。

- 使用済燃料プールの評価について、地震荷重に対して最も厳しい部位の照査値に対する影響を確認し、整理して提示すること。

＜第595回審査会合【論点7】津波への配慮に関する説明書＞

- RC部材の終局状態について、具体的にどのような損傷状態であるかを整理して提示すること。
- 荷重の伝達メカニズムと3次元挙動の整理において、鉄筋コンクリートのCOM3の解析結果の関する考察を、整理して提示すること。
- 荷重比率が、1.0を超えた領域について、グラフに示されている部材のみならず、各部位の最大ひずみの値を表などに整理して提示すること。

＜津波防護施設、屋外重要土木建造物の耐震照査結果について＞

- 各建造物の耐震照査結果の最小安全余裕を網羅的に把握することを目的として、ケース①に比べてケース②～⑥において顕著に余裕が小さくなるケースの施設、部位及びその要因を特定して解析ケースの選定フローに反映すること。なお、要因の特定及びケース等の選定に当たっては、それぞれの照査結果に与える周辺地盤や地震動の影響についての考察を加えたうえで、適切な地震動及び地盤のばらつきのケースを追加選定すること。
- 鉄筋コンクリート防潮壁（放水路エリア）について、せん断力照査において、せん断補強筋を考慮した照査値を記載すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料（V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書）
- ・ 津波防護施設の耐震照査結果について
- ・ 屋外重要土木建造物の耐震照査結果について